

重要事項説明書

<令和6年6月1日現在>

1 事業者(法人)の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 恵和福祉会
代表者氏名	理事長 西澤 寛俊
所在地・連絡先	(住所)網走郡美幌町字稲美105番地の7 (電話)0152-73-1215 (FAX) 0152-73-1217

2 事業所の概要

事業所名称	すろーらいふ美幌 グループホーム
所在地・連絡先	(住所)網走郡美幌町字野崎11番地の1 (電話)(0152)-73-5212 (FAX) 0152-73-5214
事業所番号	0195200027
管理者氏名	太田 和幸

3 事業の目的及び運営方針

(1) 事業目的

本事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切なサービスの提供を確保することを目的とする。

(2) 運営方針

- ① 事業の実施に当たっては、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、住み慣れた環境での生活の継続を支援するものとする。個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- ② 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- ③ 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

4 設備の概要

(1) 構造等

敷地	1,376,55㎡	
建物	構造	鉄骨造2階建
	述べ床面積	671,13㎡
	利用定員	18名

(2) 居室

居室の種類	室数	面積	備考
1人部屋	18	9.66㎡~10.02㎡	各ユニットに9つずつ設置

(3) 主な設備

設備	室数	備考
居間	4	各ユニットに2つずつ設置

食 堂	2	各ユニットに1つずつ設置
台 所	2	各ユニットに1つずつ設置
浴 室	2	各ユニットに1つずつ設置

5 サービス提供時間、利用定員

サービス提供時間	24時間体制
利用定員内訳	18名 1ユニット9名 2ユニット9名

6 職員の体制

職	職務の内容	人員数
管 理 者	1 事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行います。 2 当該事業所の従業員に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行います。	常勤1名 (1階2階兼務)
計 画 作 成 担 当 者	1 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 2 連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。	常勤1名以上 (介護従業者兼務)
介 護 従 業 者	1 認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。	常勤12名以上 (計画作成担当者兼務1名以上)

7 サービスの内容と費用

(1) サービス内容

種 類	内 容
食 事	1 利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行います。 2 摂食・嚥下機能、その他入所者の身体状況、嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供します。 3 可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。 4 食事の自立に必要な支援を行い、生活習慣を尊重した適切な時間に必要な時間を確保し、食事をとることを支援します。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助 1 食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 2 嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助 1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。
	排せつ介助 介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導やおむつ交換を行います。
	離床・着替え・整容等 1 寝たきり防止のため、できる限り離床していただくように配慮します。 2 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えのほか、必要時に着替えを行います。 3 個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助します。 4 シーツ交換は、定期的に週1回行い、汚れている場合は随時交換します。
移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。

	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の介助、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
健康管理		医師の定期的な診察日を設け、利用者の健康管理につとめます。
若年性認知症利用者受入サービス		若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者ごとに担当者を定め、その者を中心にその利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。
その他		<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。 2 良好な人間関係と家庭的な生活環境の中で、日常生活が過ごせるよう、利用者と介護事業者等が、食事や掃除、洗濯、買い物、レクリエーション、外食、行事等を共同で行うよう努めます。 3 利用者・家族が必要な行政手続き等を行うことが困難な場合、同意を得て代わって行います。 4 常に利用者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者、家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な支援を行います。 5 常に家族と連携を図り、利用者・家族との交流等の機会を確保します。

(2) 費用

原則として利用料金表(別紙1)は利用者の負担割合により料金は異なります。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者には直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。サービス提供証明書および領収証は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要となります。

8 利用料等のお支払方法

利用料等につきましては、当該月の利用料分を末日で締め、翌月の15日前後に請求書を送付いたしますので、送付月の末日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

- ① ゆうちょ銀行口座からの自動引き落とし
- ② 指定口座への振り込み 振込先:網走信用金庫 美幌支店 普通 0380563
社会福祉法人 恵和福祉会 理事長 西澤 寛俊

9 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

10 医療との連携

(1) 協力医療機関等

協力医療機関	医療法人社団 田中医院・美幌町立国民健康保険病院
協力歯科機関	医療法人社団 池田歯科クリニック

協力訪問看護	社会医療法人恵和会 訪問看護ステーションすずらん
--------	--------------------------

(2) 医療連携体制

① 訪問看護による健康管理

訪問看護ステーションは主治医や協力医療機関と連携し、週1回訪問し、健康管理を行います。

② 訪問看護による24時間連絡体制

訪問看護ステーションと24時間連絡がとれるよう体制を整え、病状の変化、緊急時に備えています。

11 非常災害時の対策

(1) 事業所に災害対策に関して防火管理者を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

(2) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

(3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：(毎年2回 2月・8月)

12 苦情相談の窓口

当事業所苦情等相談窓口	担当者 岩谷 恵美子 ・ 澤田琴美 受付 平日8:30～17:00 電話(0152)73-5212
美幌町保健福祉課高齢介護グループ	網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地の1 電話(0152)77-6543
北海道国民健康保険団体連合会 総務部介護保険課企画・苦情係	札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内 電話(011)231-5161

13 サービスの第三者評価の実施状況について

当該サービスで提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

実施の有無	有り
実施した直近の年月日	令和6年3月13日
第三者評価機関の名称	すろー・らいふ運営推進会議
評価結果の開示状況	外部評価結果は当事業所内に設置してある 「外部評価結果」のファイル等にて公表

14 情報公開

事業所において実施する事業の内容については、事業所玄関前に文書により掲示・事務室前に備え付けのファイル・インターネット上に開設する事業所のホームページにおいて公開しています。

15 虐待の防止

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を設置しています。

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。それらの研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や、知識・技術の向上に努めます。

(5) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

(6) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

16 身体的拘束

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

17 地域との連携

- (1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- (2) 当該サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民、地域包括支援センター職員、当該サービスに知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、概ね2月に1回以上運営推進会議を開催します。
- (3) 運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価をうけるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

18 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

19 住居の利用にあたっての留意事項

面 会	面会時間 9:00～18:00 面会時間を遵守し、必ずその都度職員にお知らせください。 来訪者が宿泊される場合には、必ず許可を得てください。
外出・外泊	外出・外泊の際には、事前に行く先と帰宅日時のご連絡をされてから来るようにしてください。
居室・設備・器具の利用	利用者の身体状態等の変化により、居室の変更等を行う場合があります。 住居内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
喫 煙	建物及び敷地内は全面禁煙のため喫煙はご遠慮ください。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。また、他の利用者の居室等に立ち入らないでください。
所持金品の管理	所持金品は、自己の責任で管理してください。
宗教・政治活動	住居内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

利用料金表

1 介護保険

令和6年6月1日現在

介護度・加算		1割	2割	3割
要支援 2		749 円/日	1,498 円/日	2,247 円/日
要介護 1		753 円/日	1,506 円/日	2,259 円/日
要介護 2		788 円/日	1,576 円/日	2,364 円/日
要介護 3		812 円/日	1,624 円/日	2,436 円/日
要介護 4		828 円/日	1,656 円/日	2,484 円/日
要介護 5		845 円/日	1,690 円/日	2,535 円/日
初期加算(入居から30日間)		30 円/日	60 円/日	90 円/日
医療連携体制加算Ⅰハ		37 円/日	74 円/日	111 円/日
認知症専門ケア加算Ⅰ		3 円/日	6 円/日	9 円/日
サービス提供体制強化加算Ⅰ		22 円/日	44 円/日	66 円/日
若年性認知症利用者受入加算		120 円/日	240 円/日	360 円/日
入院時費用(1ヵ月6日、月をまたぐ場合、最大12日)		246 円/日	492 円/日	738 円/日
看取り 介護 加算	死亡日以前31日以上45日以下	72 円/日	144 円/日	216 円/日
	死亡日以前4日以上30日以下	144 円/日	288 円/日	432 円/日
	死亡日前日及び前々日	680 円/日	1,360 円/日	2,040 円/日
	死亡日	1,280 円/日	2,560 円/日	3,840 円/日
科学的介護推進体制加算		40 円/月	80 円/月	120 円/月
口腔衛生管理体制加算		30 円/月	60 円/月	90 円/月
生活機能向上連携加算Ⅱ		200 円/月	400 円/月	600 円/月
生活機能向上連携加算Ⅰ(3ヵ月1回)		100 円/月	200 円/月	300 円/月
口腔・栄養スクリーニング加算(6ヵ月1回)		20 円/月	40 円/月	60 円/月
協力医療機関連携加算		100 円/月	200 円/月	300 円/月
退居時情報提供加算(1回限り) 医療機関へ退所後心身状況等の情報提供を行った場合		250 円/回	500 円/回	750 円/回
退居時相談援助加算(1回限り) 入居1ヵ月以上で退去後サービスの相談援助を行った場合		400 円/回	800 円/回	1,200 円/回
介護職員等処遇改善加算Ⅰ		介護保険適用金額× 18.6 %/月		

2 保険外

項目	1ヵ月金額	1日・1回	備考
居室料	40,000 円	1,333 円/日	入退居等日割り金額1,000 円/日 但し生活保護の方は月額31,000 円 ※入院、外泊期間中の居室料はかかりません。
食材料費	45,000 円	1,500 円/日	朝食 480 円 ・ 昼食 480 円 ・ 夕食 540 円
水道光熱費	22,000 円	733 円/日	
暖房費	10,000 円	333 円/日	10月から3月の6ヵ月間
洗濯機使用料	実 費	100 円/回	
医療費 おむつ費 理容費	実 費		